



納品した際に、使用後の梱包材等を持ち帰る場合の扱いについて

質 問

- ①相談者：容器類の製造納品メーカー
- ②相談案件：お客様に容器類を納品した際に、使用後の梱包材等を持ち帰る場合の扱いについて
- ③内容：お客様に納品時の際には、前回納品したもので、開梱された後の梱包材を無償で持ち帰る方式を従来より踏襲してきた。梱包材は、ストレッチフィルム、エステルバンドなどの廃プラスチック類である。引き取った後は、有価で専門業者に売却している。
- ④質問
 - ・ 梱包材の処理責任はお客様か、引き取ってきた弊社か。どちら？
 - ・ 無償で引き取る行為は、廃棄物処理法上問題があるか。
 - ・ 梱包材が廃棄物となる場合には、納品車輛には産廃の収集運搬の許可が必要か。

回 答

- ① 製品と梱包材は一体の物として納品されて、製品を使用するまで梱包したまま保管される場合には、開梱されて初めて梱包材が不用物となります。その不用物を自ら利用したり、他人に有償で売却出来なければその不要物は廃棄物となります。当該廃棄物は、原則的には梱包材の発生した事業所が処理責任を負うこととなります。
- ② 納入業者が、梱包材を無償で引き取る行為は、許可不要の特例適用の「下取り行為」とは同一ではない。
- ③ ただし、その行為が業界において、長年の商習慣として行われており、かつ、納入業者の責任で適正に処理されている場合には、廃棄物処理法に違反となるかは判断が微妙である。相談事例では、納品業者が引き取った梱包材を有価で他業者に売却しており、その意味では不用物になる前の物を引き取って来ており、廃棄物処理法の問題は回避される。
- ④ 今後の問題として、梱包材を大量に納品車輛で引き取る時に処理費を相手会社に請求する場合、又は無償で引き取った梱包材であっても、自社で処理費用がかかる場合には、廃棄物処理法の廃棄物収集運搬業許可の取得が必要となります。
- ⑤ 結論
 - 廃棄物を処理する場合には、必ず費用がかかります。納入先業者と協議の上、廃棄物処理のルールを理解してもらい、納入先の事業者の責任で処理する体制を構築してもらうこと。
 - 処理費を軽減するために資源化ルートに載りやすい材質の梱包材を使用するなど、資源化減量化の廃棄物処理システムをご検討されたいかがですか。

